

第3章 生活関連施設の整備

第1節 生活関連施設の整備基準への適合等

【整備基準等】

第14条 知事は、生活関連施設における多数の者が利用する出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場等の構造及び設備の整備について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにするための必要な基準（以下「整備基準」という。）を規則で定める。

2 知事は、整備基準のほか、高齢者、障害者等がより安全かつ快適に生活関連施設を利用できるようにするための目標となる基準を定めることができる。

（趣旨）

本条は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにするため、生活関連施設における多数の者が利用する出入口、廊下、階段などの部分の構造、設備の仕様等に関する基礎的な基準を規則で定めることと、目標となる基準を定めることを規定するものです。

（解説）

○第1項は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにするため、最低限必要な基準を規則で定めることを規定している。

◆「多数の者が利用する部分」とは、生活関連施設のうちで多数の者が利用する部分をいう。なお、「多数の者」は、規則の中で建築物を利用し、サービス等の提供を受ける者としており、整備基準の適用を受ける部分はこれらの者が利用する部分に限る。

◆例えば、大規模小売店舗の場合、専ら従業員が利用する出入口、通路、便所等は整備基準の対象とならず、学校の場合、専ら教職員が利用する部分は整備基準の対象とならない。

○第2項は、高齢者、障害者等がより安全かつ快適に利用できるようにするため、整備基準を上回る目標基準を定めることを規定している。

◆目標基準は、多数の者が利用する部分の構造、設備の仕様等に限定しない。例えば、手話通訳者の配置や機器の設置なども定めることができる。

（参考）

【規則】

（生活関連施設）

第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定める生活関連施設は、別表第1の左欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げるものとする。

（整備基準）

第5条 条例第14条に規定する規則で定める整備基準は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ別表第2のとおりとする。

【整備基準への適合】

第15条 生活関連施設を新築、新設、増築、改築、移転、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号に規定する大規模の修繕若しくは同条第15号に規定する大規模の模様替え又は用途の変更（施設の用途を変更して生活関連施設とするものに限る。）（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該生活関連施設を整備基準に適合させなければならない。ただし、地形又は敷地の状況、建築物の構造、沿道の利用の状況その他やむを得ない理由により整備基準に適合させることが困難である場合は、この限りでない。

（趣旨）

本条は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにするための整備基準について、生活関連施設の新築や増改築等の機会をとらえ適合させるよう義務づける規定です。

（解説）

○整備基準への適合については、地形や敷地の状況、建築物の構造、沿道の利用状況、施設の利用目的等から、整備基準に適合させることが客観的に困難と認められる場合までを含むものではなく、その条件や状況等に応じて基準による整備が真にやむを得ないと認められる場合に限り、弾力的な運用を行うことができる。

◆「新築」とは、更地に建築物を新たに建てることをいう。既に建築物のある敷地に別棟で用途上不可分の関係にある建築物を造る場合、本条例では棟単位で考え、新築として取り扱う。

◆「増築」とは、既にある建築物の床面積を増加させる建築行為のうち、改築に該当しないものをいう。

◆「改築」とは、建築物を建て直すことをいい、建築物の全部又は一部を除去し、従前と構造、規模、用途が著しく異なるものを建てることをいう。その場合、材料の新旧を問わない。

◆「修繕」及び「模様替え」とは、「増築」、「改築」と異なり、建築物の建築面積、床面積が増減しないものである。

◆「大規模の修繕」とは、建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕をいう。

◆「大規模の模様替え」とは、建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替えをいう。

◆「主要構造部」とは、壁、柱、床、梁、屋根又は階段をいい、建築物の構造上（用途上、用法上、防火上の意味で、構造耐力上の意味ではない。）重要でない間仕切壁、間柱、つけ柱、あげ床、最下階の床、廻り舞台の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他を除くものとしている。

◆「用途の変更」とは、施設の用途を変更して生活関連施設にする場合に限るが、新たに生活関連施設にする場合だけでなく、別の生活関連施設、例えば、事務所から物品販売業を営む店舗に用途を変更する場合も含まれる。

【高齢者、障害者等の意見聴取】

第15条の2 生活関連施設の新築等（規則で定めるものに限る。）をしようとする者は、整備基準に適合させるための措置について、高齢者、障害者等の意見を聴くよう努めなければならない。

（趣旨）

本条は、施設整備における高齢者、障害者等の意見聴取に関する規定です。生活関連施設の整備に当たり、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる施設整備の推進を図るため、計画段階から高齢者、障害者等の意見を取り入れて整備するよう努める旨を規定するものです。

（解説）

○この規定は、努力規定であり、意見聴取を義務づけたものではない。生活関連施設の新築等をしようとする者の自主的な取組を求めるものであり、この規定に従わないことを理由としての指導、立入調査等はなじまない。

○高齢者、障害者等の意見を聴くのは、バリアフリー化の整備が必要な項目で整備基準に定めるものであるが、整備基準への適否を高齢者、障害者等の判断に委ねるものではない。また、整備基準以外の項目で多数の者が利用するオープンスペースなどについて意見を聴くことも差し支えない。

○意見聴取は、計画段階に限らず、設計段階、施工段階など様々な場面で聴くことが望ましい。

(参考)

【規則】

(高齢者、障害者等の意見を聴く生活関連施設の新築等)

第5条の2 条例第15条の2に規定する規則で定める生活関連施設の新築等は、次に掲げるものの新築又は新設とする。

- (1) 県が新築する建築物（別表第1の中欄に掲げる学校等及び共同住宅又は寄宿舍を除く。）のうち当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
- (2) 別表第1の中欄に掲げる百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗のうち当該店舗の床面積の合計が3,000平方メートル以上のもの
- (3) 県が新設する公園等（別表第1の中欄に掲げるものに限る。）のうち当該公園等の区域面積が5,000平方メートル以上のもの

【既存施設の整備】

第16条 この条例の施行の際現に存する生活関連施設（新築等の工事中のものを含む。以下「既存施設」という。）の設置者又は管理者は、当該既存施設について、整備基準に適合するよう整備に努めなければならない。

(趣旨)

本条は、既存の生活関連施設の設置者又は管理者は、当該生活関連施設を整備基準に適合するよう整備に努めることを規定するものです。

(解説)

○生活関連施設の新築等に際しては、その新築等の機会をとらえて整備基準への適合を義務づけている。一方、既存施設の改善については、設置者又は管理者の負担が大きく義務づけは困難であるため、努力規定にとどめている。

- ◆「設置者」とは、施設の新築、増築、改築等を行った者で、個人、法人を問わない。
- ◆「管理者」とは、施設の維持、保全を行う者で、所有者だけでなく、賃借人も含まれる。

【維持保全】

第17条 事業者は、生活関連施設を整備基準に適合させたときは、当該適合させた部分の機能を維持するよう努めなければならない。

2 県民は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるように整備された施設等の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(趣旨)

本条は、整備されたバリアフリーの構造や設備について、高齢者、障害者等がいつでも安全かつ快適に利用できるようにその管理・保全に努め、改修等によって適合しなくなることを防止するとともに、県民にも高齢者、障害者等の利用の妨げとなる行為を禁止する規定です。

(解説)

- ◆機能を維持していない事例として、車いす使用者用便所を設置しながら鍵がかけてある又は物置になっているケースや廊下等に物を置いてあるケース、エレベーターを作動させていないケースなどがある。
- ◆利用の妨げとなる行為として、デパート前広場や歩道へのオートバイ等の放置、歩道への商品の陳列・積み上げ、歩道等への駐車、歩道への自動販売機等のはみだし、車いす使用者用便所の汚損などがある。

【適合証の交付】

第18条 事業者は、自ら設置し、又は管理する生活関連施設を整備基準に適合させたときは、知事に対し、当該生活関連施設が整備基準に適合していることを証する証票（次項において「適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該事業者に対し適合証を交付するものとする。

(趣旨)

本条は、新築等、既存を問わず、整備基準に適合した生活関連施設について、設置者等からの請求に応じて適合証を交付することを規定するものです。

この適合証を施設に掲示し、基準に適合した施設の存在を広く知らせることにより、条例の啓発を行うとともに、高齢者、障害者をはじめ誰もが安心して行動できる範囲の拡大を促進しようとするものです。

(解説)

- 適合証の交付に当たっては、届出内容に基づき整備されているか現地調査等により厳格な取り扱いを行う。
- 増築等については、増築部分だけでなく施設全体（棟単位）で基準に適合しているかチェックし、適合証を交付するかどうかを判断することになる。

(参考)

【規則】

(適合証の交付の請求)

第6条 条例第18条第1項の規定による適合証の交付の請求は、適合証交付請求書（第1号様式）に、整備項目表（第2号様式）及び別表第3の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる図書を添付して行わなければならない。ただし、条例第20条の規定による協議を行った者の請求については、添付図書を省略することができる。

【モデル推進地区の指定】

第19条 知事は、福祉のまちづくりを重点的に推進する地域をモデル推進地区として指定し、生活関連施設を整備基準への適合等を促進する措置を講ずるものとする。

(趣旨)

本条は、モデル推進地区を指定して、福祉のまちづくりを重点的に推進することを規定するものです。

(解説)

○モデル推進地区は、次のような多数の者が集い又は利用する地域を想定している。

- ①官公庁施設の集中する地域
 - ②商業施設の集中する地域
 - ③教育文化施設の集中する地域
- モデル推進地区に指定された場合、
- ①モデル推進地区実態調査・整備計画の策定
 - ②公共建築物、公共交通機関、道路及び公園等生活関連施設の整備
 - ③広報啓発活動等
- を、県、市町村及び地区内の事業者が一体となって進めていく。
- 平成16年度末現在、モデル推進地区は、宜野湾市役所周辺地域及び石垣市役所周辺地域の2箇所である。

第2節 特定生活関連施設の整備

【事前協議】

第20条 特定生活関連施設の新築等をしようとする者（以下「特定生活関連施設設置者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その計画を知事に協議しなければならない。ただし、法令により、整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置が定められている事項については、この限りでない。

2 前項の規定は、計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（趣旨）

本条は、特定生活関連施設設置者に知事との協議を義務づける規定です。

（解説）

○届出ではなく協議とするのは、整備基準に適合させるための指導及び助言を設計の早い段階から開始することにより、設置者等の負担の軽減を図るとともに、効率的な手続を担保しようとするものである。

◆「法令により、整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置が定められている事項」とは、バリアフリー法など、他の法令において整備基準と同等以上の基準が定められている項目をいう。当該項目については、協議の対象外としている。

（参考）

【規則】

（特定生活関連施設）

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める特定生活関連施設は、別表第1の中欄に掲げる施設のうち、同表の右欄に掲げるものとする。

（事前協議）

第7条 条例第20条の規定による協議は、特定生活関連施設新築等事前（変更）協議書に、整備項目表（第2号様式）及び別表第3の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる図書を添付して特定生活関連施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに行わなければならない。ただし、変更の場合にあっては、特定生活関連施設新築等事前（変更）協議書（第3号様式）に、当該変更に係る図書を添付して当該変更に係る行為に着手する日の30日前までに行わなければならない。

（軽微な変更）

第8条 条例第20条に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 1 整備基準に適合している部分を高齢者、障害者等がより安全かつ快適に利用できるような変更
- 2 工事の着手の予定年月日の変更又は工事の完了の予定年月日の3月以内の変更

【指導及び助言】

第21条 知事は、前条の協議があった場合において、当該協議に係る特定生活関連施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

（趣旨）

本条は、特定生活関連施設設置者に対し、整備基準に適合しないと認められるときは、知事は、必要な指導及び助言をすることができる旨を規定するものです。

（解説）

○特定生活関連施設設置者の自主的な対応に委ねるだけでなく、必要な指導及び助言を行って、整備

基準への適合を確実にすることが必要である。

◆「指導及び助言」とは、条例第15条において整備基準への適合義務が課されていることを踏まえ、協議内容に関して、整備しようとする施設の構造や設備の仕様が基準に満たない場合や設備自体が整備されない場合についての指導、基準を満たすための方法や工夫について助言をいう。

【工事完了の届出】

第22条 第20条の協議をした者は、当該協議に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（趣旨）

本条は、事前協議を行った者に対し、工事完了の届出を義務づける規定です。

（参考）

【規則】

（工事完了の届出）

第9条 条例第22条の規定による届出は、特定生活関連施設工事完了届（第4号様式）により行わなければならない。

【完了検査】

第23条 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定生活関連施設が整備基準に適合しているかどうかを検査するものとする。

（趣旨）

本条は、工事完了の届出があったときに、整備基準に適合しているかどうかを検査することを規定するものです。

（解説）

○事前協議の内容どおりに工事が行われたかどうかを確認することが重要であり、工事完了後に検査を行うことによって、特定生活関連施設のバリアフリー化を確実にしようとするものである。

【勧告】

第24条 知事は、特定生活関連施設設置者が第20条の規定による協議を行わずに特定生活関連施設の新築等の工事に着手したとき又は第20条の規定による協議をした者が正当な理由なく第21条の規定による指導に従わないとき若しくは当該協議の内容と異なる工事を行ったと認めるときは、当該特定生活関連施設設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（趣旨）

本条は、新築等における事前協議の手続、指導に従わないとき、又は事前協議の内容に反して行った工事について、必要な措置をとるよう勧告することを規定するものです。

（解説）

○勧告の対象となるのは次のとおり。

- ①事前協議を行わずに工事に着手したとき
- ②事前協議をした者が正当な理由なく指導に従わないとき
- ③協議内容と異なる工事を行ったとき

【公表】

第25条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、沖縄県行政手続条例（平成7年沖縄県条例第28号）第3章第3節の規定の例により、弁明の機会の付与の手続を執らなければならない。

（趣旨）

本条は、前条の規定により勧告を受けた者が勧告に従わない場合、勧告内容等を公表することにより条例違反行為を防止する規定です。

（解説）

○氏名の公表は、行政手続条例上の「不利益処分」には当たらないが、事実上、不利益的な取り扱いの性格を有することから、行政手続条例の定める手続に準じて弁明の機会を付与している。

（参考）

【規則】

（公表）

第10条 条例第25条第1項の規定による公表は、沖縄県公報による広告その他知事が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- (2) 勧告を受けた者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (3) 勧告の内容
- (4) その他知事が必要と認める事項

（解説）

◆「勧告を受けた者」とは、代理人を含む。

【立入調査】

第26条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定生活関連施設の設置者若しくは管理者に対して、必要な報告を求め、又はその職員に特定生活関連施設に立ち入り、当該特定生活関連施設の整備基準への適合状況について調査させることができる。

2 前項の規定により、立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

（趣旨）

本条は、条例の施行に限定する中で、必要に応じ職員に立入調査の権限を与え、条例の円滑な施行を行うことを規定するものです。

また、立入調査を行う際には、職員に対し、身分証明書の形態と提示を義務づけています。

（解説）

◆「条例の施行に必要な限度において」とは、次の調査が考えられる。

- ① 条例第18条の適合証の請求に基づく審査のための調査
- ② 条例第20条第1項の事前協議において、現地において整備が困難であると認められるかどうかについての調査
- ③ 条例第21条の指導、助言に必要な調査
- ④ 条例第24条の勧告を行うことについての調査

◆この調査は、犯罪捜査等に利用するものではない。

（参考）

【規則】

（身分証明書）

第11条 条例第26条第2項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書（第5号様式）によるものとする。

【既存特定生活関連施設の整備】

第27条 知事は、必要があると認めるときは、既存施設のうち特定生活関連施設（以下「既存特定生活関連施設」という。）の設置者又は管理者に対し、当該既存特定生活関連施設の整備基準への適合状況の報告又は整備基準に適合させるための工事の計画（次項において「整備計画」という。）の提出を求めることができる。

2 知事は、前項の適合状況の報告又は整備計画の提出があったときは、当該報告をした者に対し、必要な要請又は助言を行うことができる。

（趣旨）

本条は、既存施設の設置者等に対し、整備基準に適合させる努力を委ねていたのでは整備が進まないことが予想されるため、特に整備を必要とする既存施設について基準に適合させるための工事の計画の提出をもとめることにより、既存施設の整備改善を促進しようとする規定です。

（解説）

○新築の施設の整備だけでは、福祉のまちづくりの趣旨が達成されるまでに相当の年月を要する。そのため、福祉のまちづくりを推進する上で既存施設の改善は重要である。

（参考）

【規則】

（適合状況の報告）

第12条 条例第27条第1項の報告は、既存特定生活関連施設適合状況報告書（第6号様式）に、整備項目表（第2号様式）及び別表第3の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる図書を添付して行わなければならない。